

## 「手話言語条例」の制定について

## I 条例の制定趣旨

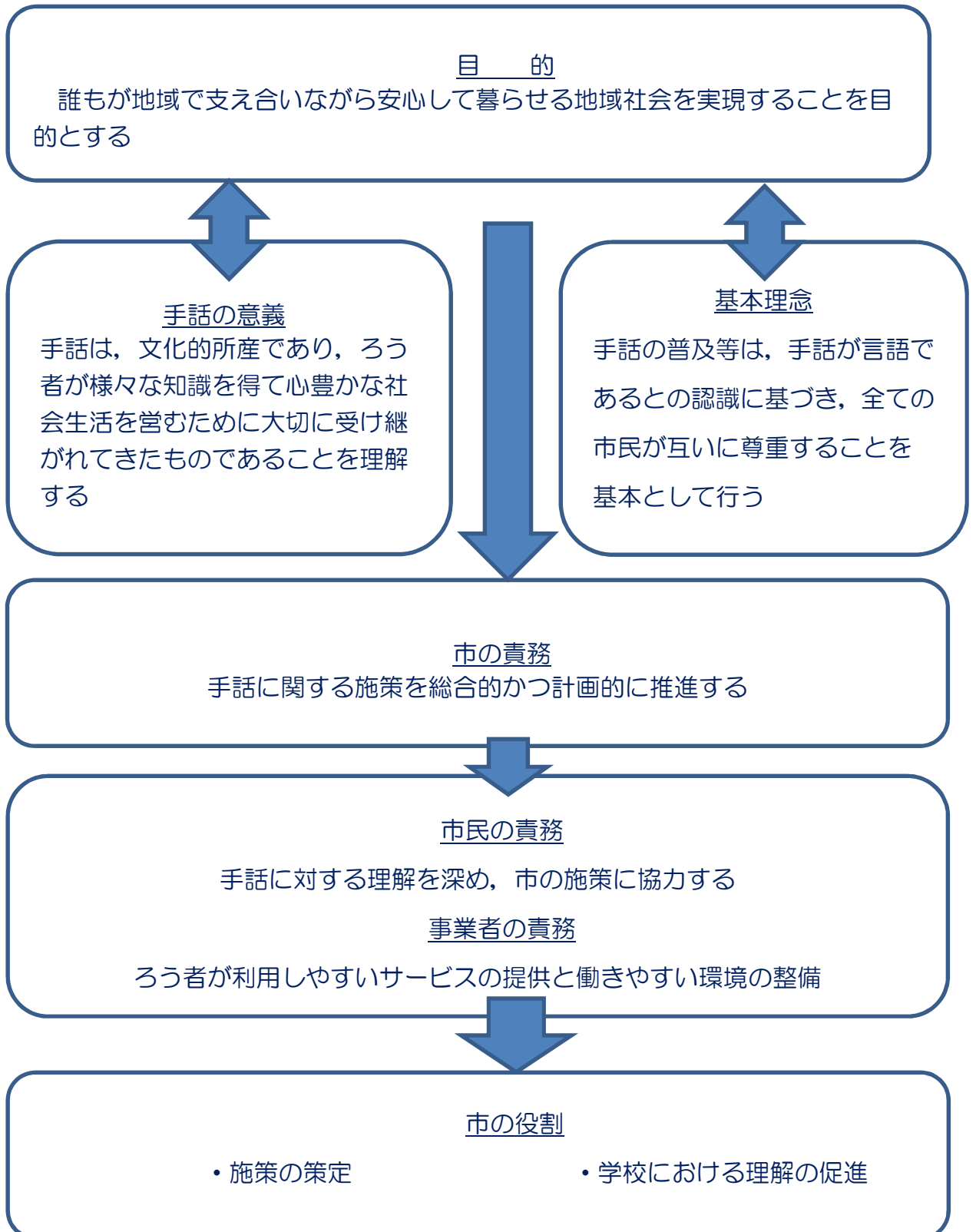
手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

## II これまでの経緯・経過

- 1 障害者権利条約 「手話は言語」と明記（平成 18 年 12 月採択）
- 2 「改正障害者基本法」（平成 23 年 8 月成立）
  - (1) 「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められた。
  - (2) 国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務付け
- 3 「鳥取県手話言語条例」施行（平成 25 年 10 月）  
「石狩市手話に関する基本条例」施行（平成 26 年 4 月）  
… これまで、47 の自治体で手話言語条例・情報コミュニケーション条例が制定（兵庫県内 10 市町が制定済み）
- 4 「手話言語法制定」を求める請願書（平成 26 年 9 月）
  - (1) 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書 芦屋ろうあ協会 岡 敬一会長より「市議会」に提出される。（平成 26 年 8 月 26 日）
  - (2) 「手話言語法」制定を求める意見書 を衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣あて、「市議会」より提出される。（平成 26 年 9 月 19 日）  
… 国に「手話言語法」の制定を求める意見書が国内すべての地方議会で採択された。（1,788 地方議会）
- 5 「全国手話言語市区長会」設立（平成 28 年 5 月 8 日） 芦屋市加入

みんなの心がつながる芦屋市手話言語条例について（体系図）

誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせるまち芦屋を目指します



## みんなの心がつながる芦屋市手話言語条例について

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことができないものです。

手話は、耳が聞こえない、聞こえづらいうろ者が、手指や体の動き、表情を使って意思を伝え合う言語として大切に育まれてきました。しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったこと等から、ろう者は不便や不安を感じながら生活していました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語として位置付けられ、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整えることが求められています。

ここに、手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解を深め、手話を広く普及することにより、みんなの心がつながり、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせるまち芦屋を目指すため、この条例を制定します。

### （目的）

この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境整備に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

### （手話の意義）

手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が様々な知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解しなければならない。

### （基本理念）

手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境整備は、手話は言語であるという認識に基づき、全ての市民が、相互にその人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の責務）

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の策定）

市は、障害者及び障害児に関する計画において、次に掲げる施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境整備に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（学校における理解の促進）

市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。